

4 食物アレルギー対応

平成27年3月文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」は、学校における食物アレルギー事故防止の徹底を図るため、各学校設置者、学校及び調理場において、食物アレルギー対応に関する具体的な方針やマニュアル等を作成する際の参考とするために示された指針である。愛知県は平成28年2月に「学校における食物アレルギー対応の手引」、平成31年1月に「学校における食物アレルギー対応の手引～特別支援学校版～」を示している。

(1) 学校における食物アレルギー対応の基本方針

県食アレ p9

- ア 学校における食物アレルギー対応は、市町村教育委員会及び学校において組織的に行う。
- イ 幼児児童生徒の食物アレルギーに対して、学校において管理を行う場合は「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」等の提出を必須とする。
- ウ 緊急時対応の体制づくり、研修及び医療・消防機関との連携を図る。
- エ 教職員、幼児児童生徒及び保護者に対し、食物アレルギーに関する知識の普及・啓発を図る。
- オ 食物アレルギーを有する幼児児童生徒にも学校給食を提供する。そのためにも安全性を最優先とする。

(2) 市町村教育委員会における対応

県食アレ p17

市町村教育委員会は、学校における食物アレルギー対応についての方針を示し、学校関係者、学校給食関係者、医療関係者、市町村を管轄する消防機関、保護者、市町村教育委員会等が共通認識をもって食物アレルギー対応に当たる。

そのために、市町村教育委員会に食物アレルギー対応に関する委員会（名称は適宜）を設置し、定期的に協議の場を設ける。

委員会においては、食物アレルギー対応に関して文部科学省の指針や県の手引を基に、市町村の基本方針を策定するとともに、食物アレルギー対応マニュアル等の作成や食物アレルギー対応に関する研修会を企画するなど学校への指導・支援を行うほか、市町村教育委員会や学校の管理下にならない場所（保育所や学童保育等）との連携も図る。

市町村における食物アレルギー対応の基本方針は、文部科学省の学校におけるアレルギー疾患対応の基本的な考え方や学校給食における食物アレルギー対応指針、県教育委員会の基本方針を基に策定する。また、具体的な取組を進めていくにあたっては、幼児児童生徒、学校・調理場の実態を踏まえるとともに、県教育委員会とも連携することが重要である。

(3) 食物アレルギーを有する幼児児童生徒への対応

県食アレ p27～33

食物アレルギーを有する幼児児童生徒が学校生活を安全・安心に過ごすことができるよう、学校で「個別の取組プラン」及び「緊急時個別対応マニュアル」を作成しこれに基づいて、学級担任をはじめとした全ての教職員で対応する。

(4) 学校給食における食物アレルギー対応の基本方針

県食アレ p34～38

ア 学校給食において食物アレルギー対応を行う場合は、「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を必須とする。

イ 調味料・だし・添加物等に含まれる微量のアレルゲンや、注意喚起表記（食品表示法）程度の量のアレルゲンの混入では、アレルギー症状を発症しない幼児児童生徒を対象とする。

調味料・だし・添加物等に含まれる微量のアレルゲンとは、みそ（大豆・小麦）、しょうゆ（大豆・小麦）、酢（小麦）、大豆油（大豆）、ごま油（ごま）、かつおだし（かつお）、いりこだし（いわし）、魚しょう（魚介類）、肉類のエキス（牛肉・豚肉・鶏肉）、卵殻カルシウム（卵）、乳糖（乳）、乳清焼成カルシウム（乳）などである。これ以外は、基本的に除去が必要なアレルゲンとなる。

ウ 食物アレルギー対応を行う幼児児童生徒に対しては、量の多少にかかわらず、アレルゲンを含む食品・料理は、一切提供しないこととする。

（ただし、調味料等による微量のアレルゲンは含まれる。）

エ 除去食・代替食対応については、卵と乳を引き続き目標とするとともに小麦についても目標とする。

オ 食物アレルギーを有する幼児児童生徒にも学校給食を提供するために、安全性の確保の観点から、学校及び調理場等の施設、人員等の環境整備を進める。

(5) 学校給食における食物アレルギー対応等の内容

県食アレ p39

ア 詳細な献立表配付：学校給食における食物アレルギー対応を行う場合（無配膳対応・除去食提供対応・代替食対応・一部弁当持参・完全弁当持参）には全て配付する対応

イ 無配膳対応：主食、飲用牛乳、副食においてアレルゲンを含むものについては配膳しない対応（除去食提供、代替食対応がない場合は無配膳対応となる）

ウ 除去食対応：アレルゲンを含む食品を使用しない料理を提供する対応

エ 代替食対応（調理代替食・単品代替食）：調理代替食は、アレルゲンを含む食品の代わりにアレルゲンを含まない食品を使用して調理した料理を提供する対応

単品代替食は、主食、飲用牛乳、副食の単品において、アレルゲンを含む食品の代わりにアレルゲンを含まない食品を提供する対応

オ 一部弁当持参：除去食・代替食による食物アレルギー対応ができないことにより、提供されない（無配膳となる）主食、飲用牛乳、副食の代わりに一部弁当を持参する対応

カ 完全弁当持参：学校給食の提供が困難である対象者[※]において、毎日弁当を持参する対応

※ 調味料・だし・添加物等に含まれる微量のアレルゲンや注意喚起表記（食品表示法）程度の量のアレルゲンの混入でアレルギー症状を発症、原因食品が多品目等の幼児児童生徒が対象

(6) 緊急性が高い食物アレルギー症状への対応

県食アレ p57～64

アナフィラキシーは、非常に短時間のうちに重篤な状態に陥ることがあるため、緊急時に適切な対応ができるよう、あらかじめ決められた救急及び緊急連絡体制に沿って、管理職のリーダーシップの下、全教職員が適切な役割を分担し、一丸となって対応できる体制を整備しておく必要がある。

<緊急時に適切な対応をするために>

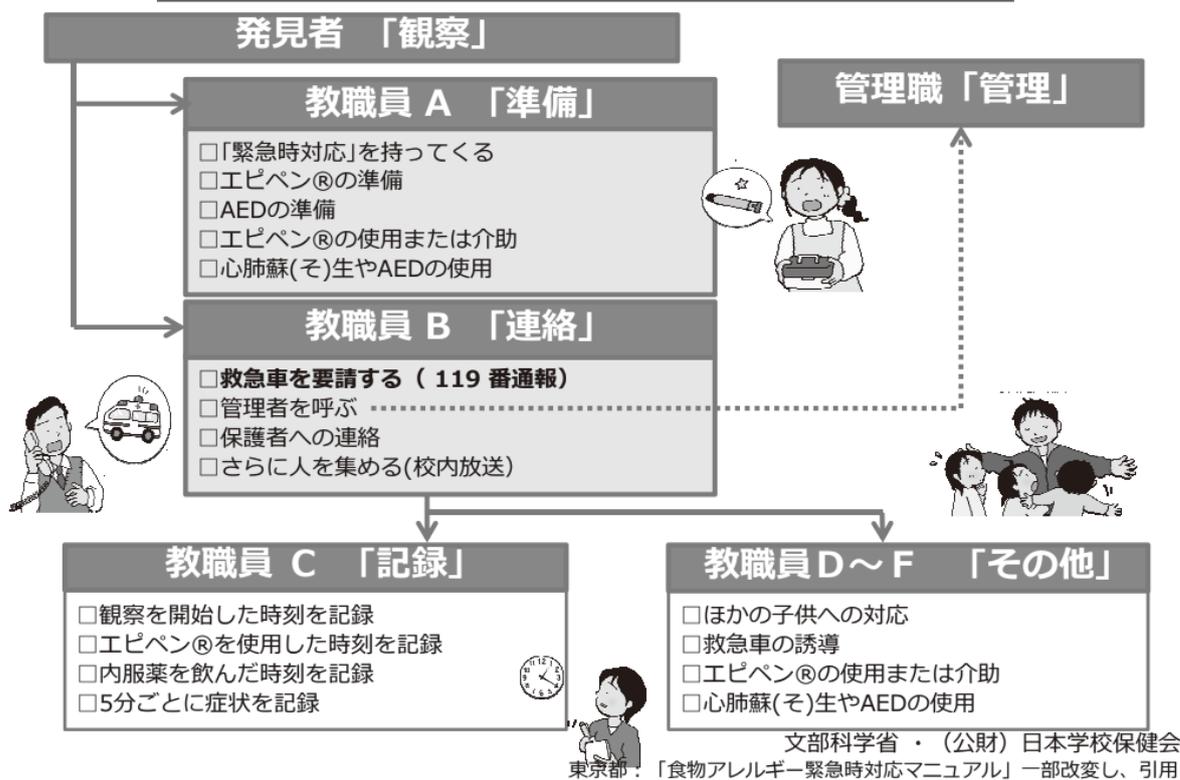
○危機管理マニュアル(食物アレルギー)と緊急時個別対応マニュアルを作成する

○全ての教職員がマニュアルを理解し、役割分担ができるようにする

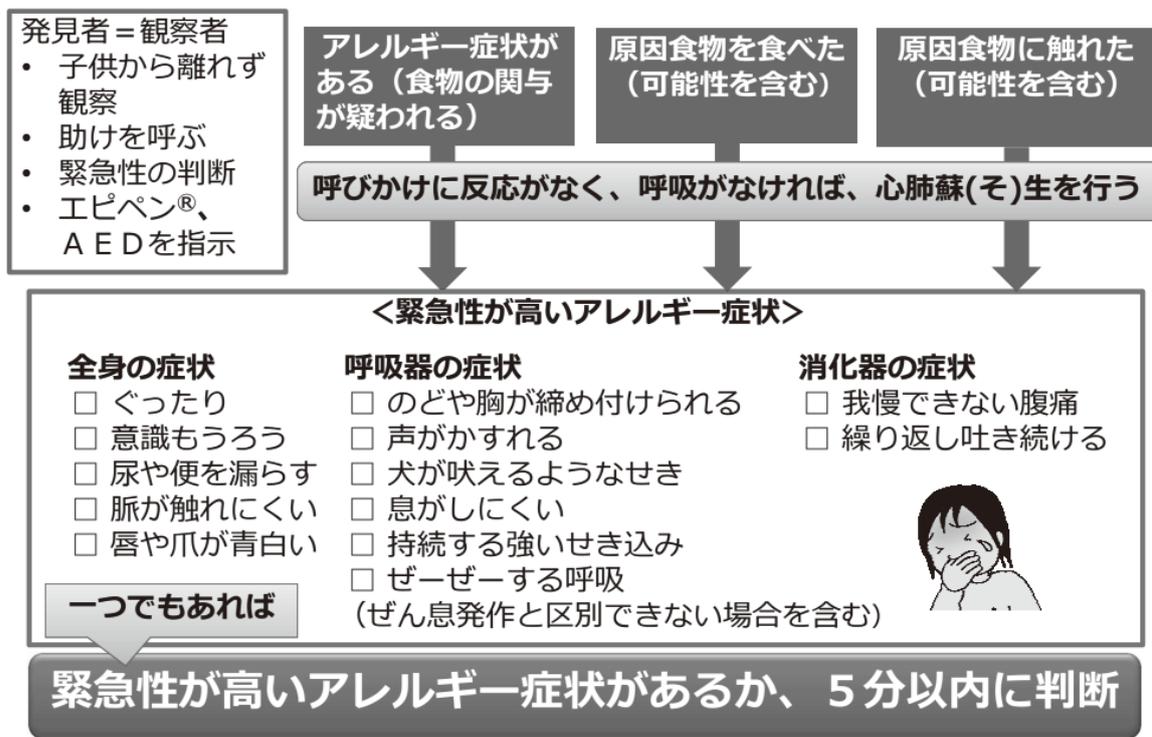
○定期的に緊急時対応の訓練(シミュレーション)をする

「学校における食物アレルギー対応の手引」（平成28年2月愛知県）を参考に対応をする。

学校内での役割分担



緊急時の対応



緊急性が高いアレルギー症状への対応

チームワークが大切

- ・ 救急車を要請（119番通報）
- ・ ただちにエピペン®を使用
- ・ 反応がなく呼吸がなければ、心肺蘇(そ)生を行う ➡ AEDの使用
- ・ その場で安静にする 立たせたり、歩かせたりしない！

<安静を保つ体位>

ぐったり、
意識もうろうの場合



血圧が低下している可能性
があるため、あお向けで足
を15~30cm高くする

吐き気、おう吐がある場合



おう吐物による窒息を防
ぐため、体と顔を横に向
ける

呼吸が苦しく
あお向けになれない場合



呼吸を楽にするため、
上半身を起こし後によ
りかからせる

- ・ その場で救急隊を待つ

文部科学省・(公財)日本学校保健会

東京都:「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

エピペン®の使い方

① ケースから取り出す



ケースのカバーキャップを
開けエピペン®を取り出す

② しっかり握る



オレンジ色のニードルカ
バーを下に向け、利き手で
持つ

“グー”で握る！

③ 安全キャップを外す



青い安全キャップをはずす

④ 太ももの外側に注射する



太ももの外側に、エピペン®
の先端(オレンジ色の部分)
を軽くあて、“カチッ”と音
がするまで強く押しあて、
そのまま五つ数える
注射した後すぐに抜かない！
押しつけたまま五つ数える！

⑤ 確認する



エピペン®を太ももから離
しオレンジ色のニードルカ
バーが伸びているか確認す
る

伸びていない場合は
「④に戻る」

オレンジ色のニードルカバーの
先端は、注射針が出てくる
ところ
です。絶対に指や手等で触れたり、
押しついたりしないでください。

文部科学省・(公財)日本学校保健会

東京都:「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

エピペン®の使い方

介助者がいる場合



介助者は、子供の太ももの付け根と膝を しっかり押さえ、動かないように固定する

服の上からも注射できますが、注射部位を触って、縫い目がないこと、ポケットの中に何もいないことを確認しましょう。

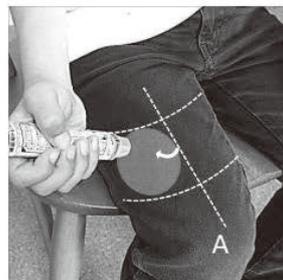
注射する部位

- ・衣類の上から、打つことができる
- ・太ももを三等分したかつ真ん中(A)よりやや外側に注射する

あお向けの場合



座位の場合

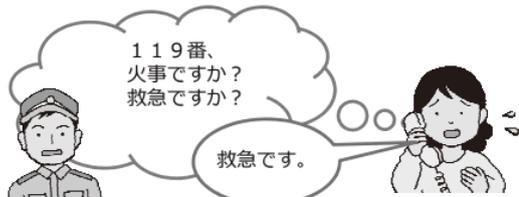


東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

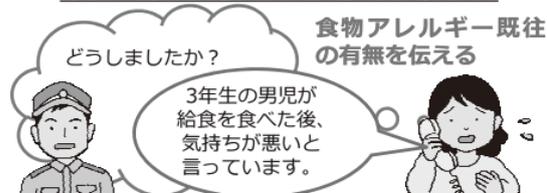
文部科学省・（公財）日本学校保健会

救急要請（119番通報）のポイント

① 救急であることを伝える



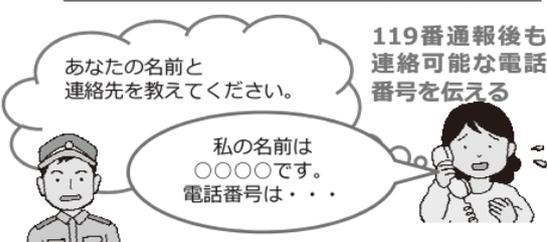
③ 「いつ、だれが、どうして、現在どのような状態なのか」を分かる範囲で伝える



② 救急車にきてほしい住所を伝える



④ 通報している人の氏名と連絡先を伝える



※ 救急隊から、その後の状態確認などのため、電話がかかってくることもある

- ・通報時に伝えた連絡先の電話は、常につながるようにしておく
- ・必要に応じて、救急隊が到着するまでの応急手当の方法を聞く

文部科学省・（公財）日本学校保健会

東京都：「食物アレルギー緊急時対応マニュアル」一部改変し、引用

(7) 食物アレルギー事故の発生防止

食物アレルギーを有する幼児児童生徒が学校生活を安全・安心に過ごせるようにするためには、全ての教職員が食物アレルギーの特徴をよく知ることや、個々の幼児児童生徒の症状等の特徴を把握して対応することが基本となる。

令和5年6月5日付け5教保第341号「食物アレルギー事故の発生防止について（通知）」では食物アレルギー事故防止のための確認内容が示されている。

ア 食物アレルギーがあり、学校での対応を希望する幼児児童生徒の保護者に対して「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」の提出を依頼する。

イ 「学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）」に基づく対応を保護者と協議し、個別対応マニュアル等の作成により、保護者や教職員と対応の共通理解を図る。

ウ 献立表や食物アレルギー対応確認表は、校内の複数の教職員で確認する。その際は、保護者のチェックにもれや誤り等がないかも含めて確認する。

エ 給食の時間は、学級担任が決められた確認作業（指さし声出し等）を確実にを行い、誤配膳や誤食を予防する。教室を離れる場合は、事前に他の職員に十分な引き継ぎを行う。

オ アナフィラキシーショックは、非常に短時間のうちに重篤な状態に至ることがあるため、幼児児童生徒が異常を訴えたら、すぐに対応する。

※ 食物アレルギーを疑った場合、救急車を要請する目安の一つは、のどの症状である。息苦しいとの訴えや咳の症状は、のどの粘膜が腫れて気道が狭くなっているサインであり急を要するため、即座に要請する。

カ その場で安静にし、立たせたり、歩かせたりしない。

キ 薬やアドレナリン自己注射薬（エピペン[®]）の保管場所を全ての教職員に周知し、日頃から確認しておく。

ク アドレナリン自己注射薬（エピペン[®]）の使用後、速やかに救急車で病院に移送する。

ケ 突然発症することがあるため、今までに発症したことがない幼児児童生徒にも注意する。

コ 校外学習や実験・実習においても事故防止に努める。

サ 学校で起こった事故やヒヤリハット事例について、校内の食物アレルギー対応委員会で対策を検討する。

(8) アドレナリン自己注射薬（エピペン[®]）使用時の報告

平成26年4月1日付け26教健第10号「エピペン使用時の報告について（通知）」に基づき、学校管理下においてアドレナリン自己注射薬（エピペン[®]）を使用するに至った場合について、県教育委員会保健体育課へ報告する。

報告書の様式は、平成22年3月30日付け21教健第953号「児童生徒の事故発生報告について（通知）」による。

区分	報告書の名称	様式番号	掲載ページ
事故速報	児童・生徒の事故発生速報	別紙様式8	117ページ
事故報告	児童生徒の事故発生状況報告書	別紙様式10	118ページ

(9) 全ての事故・ヒヤリハット事例の収集・周知

「学校における食物アレルギー対応の手引」（平成28年2月愛知県）では、学校及び調理場は、全ての食物アレルギー事故については（様式1（1））学校給食の事故報告書（速報）（102ページ参照）で、全てのヒヤリハット事例については（様式10）食物アレルギー対応におけるヒヤリハット報告書（119ページ参照）で市町村教育委員会へ報告するとともに、校内の食物アレルギー対応に関する検討委員会等で対策について検討することとしている。

市町村教育委員会は、食物アレルギーに関する全ての事故情報及びヒヤリハット事例を収集し、市町村内に周知する。さらに、事故及びヒヤリハットの件数及び重大な事故事例は、県教育委員会保健体育課に報告し、情報の共有を図る。

特別支援学校で、事故及びヒヤリハット事例が発生した場合は、「学校における食物アレルギー対応の手引～特別支援学校版～」（平成31年1月愛知県）の（特様式10）食物アレルギー対応におけるヒヤリハット事例報告（120ページ参照）で、愛知県特別支援学校給食研究会へ報告する。愛知県特別支援学校給食研究会は、防止策について検討し、県教育委員会保健体育課に報告するとともに、各特別支援学校へ周知する。

県立中学校及び夜間過程を置く高等学校は、（様式1（1））学校給食の事故報告書（速報）、（様式10）食物アレルギー対応におけるヒヤリハット報告書を県教育委員会保健体育課に報告する。

なお、アドレナリン自己注射薬（エピペン[®]）使用時の報告については、(8) アドレナリン自己注射薬（エピペン[®]）使用時の報告（115ページ参照）を参照する。

別紙様式8

児童・生徒の事故発生速報

保健体育課長 殿

令和 年 月 日 時 分現在

学校名	
校長名	

作成者 職・氏名			連絡先	— —	
児童生徒	ふりがな 氏名		性別	課程 学年	
事故の種類			* 「交通事故」「〇〇からの転落事故」等把握している状況を具体的に記載。		
傷害等の程度			* 「〇〇による死亡」「〇〇による重傷」等把握している状況を具体的に記載。 * 「重傷」は1ヶ月以上の治療見込み。		
発生日時			学校管理下・ 管理外の別		
発生場所					
事故の内容					
発生後の対応					
その他 参考事項					

【報告を要する事故の内容】

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ① 本人が死亡またはそのおそれがある場合 | ② 相手に傷害を与えた場合 |
| ③ 本人が治療のため入院した場合 | ④ 本人の完治までおよそ1ヶ月以上要する場合 |
| ⑤ 本人が自殺または自殺を企図した場合 | ⑥ 事故が報道対象またはそのおそれがある場合 |
| ⑦ その他校長が報告を必要と判断した場合 | |

平成26年4月1日付け26教健第10号「エビペン使用時の報告について（通知）」により、平成22年3月30日付け21教健第953号「児童生徒の事故発生報告について（通知）」の様式を使用

別紙様式10

児童生徒の事故発生状況報告書

保健体育課長 殿

令和 年 月 日

学校名	
校長名	
連絡先	— —

児童生徒	ふりがな 氏名		性別		課程 学年
	生年月日	年 月 日生（ 歳）			
事故の種類					
傷害等の程度					
発生日時			時間帯*		
発生場所					
事故の内容	<p>（原因・状況等について記載し、必要に応じて、図面を別に添付する。）</p> <p>※交通事故の場合は、本人及び相手の交通手段・過失状況についても具体的に記載する。</p>				
発生後の対応					
その他 参考事項					

*「時間帯」…（教科名）授業中・放課中・部活動中・学校行事中・登下校中・登校前・下校後・休日等を記入する。

食物アレルギー対応におけるヒヤリハット報告書

殿

令和 年 月 日 時 分現在

学校名 (調理場名)	
校長名 (場長名)	

作成者 職・氏名		連絡先 電話番号	— —
ヒヤリハット 事例報告者	職名	氏名	
発生日時			
発生場所			
内 容 ※必要に応じて 別紙提出			
再発防止 対応策 ※必要に応じて 別紙提出			
その他 参考事項			

注1 報告を要するヒヤリハットの内容

- ① 児童生徒の健康に被害があるおそれがあった場合
- ② 類似事例が多く発生することが考えられる場合
- ③ 事故防止を受けた今後の対応が、他校・他施設と共有したいものである場合

食物アレルギー対応におけるヒヤリハット事例報告

年 月 日

学校名 ()

報告者	職名		氏名			
部・学年 性別	部	年(歳)	男・女	発生日時	年 月 日 () 時 分	
発生場所						
発生内容						
発生原因 *該当するものに☑してください。	家庭(保護者)	<input type="checkbox"/> 記載漏れ <input type="checkbox"/> 連絡の不備 <input type="checkbox"/> その他 ()				
	学校給食	献立表示	<input type="checkbox"/> 記載漏れ <input type="checkbox"/> 記載誤り			
		物資	<input type="checkbox"/> 選定時の誤り <input type="checkbox"/> 発注時 <input type="checkbox"/> 選定と異なる物資の納品 <input type="checkbox"/> 検収			
		確認体制	<input type="checkbox"/> 確認漏れ <input type="checkbox"/> 連絡の不備 <input type="checkbox"/> その他 ()			
		給食室	<input type="checkbox"/> 調理作業時 <input type="checkbox"/> 配缶(食)時 <input type="checkbox"/> 配膳時			
			<input type="checkbox"/> 食札の取り違い <input type="checkbox"/> 配送時			
	教室	<input type="checkbox"/> 準備時 <input type="checkbox"/> 配食時 <input type="checkbox"/> 会食時 <input type="checkbox"/> 片付け時				
<input type="checkbox"/> 食後の時間 <input type="checkbox"/> その他 ()						
その他の学校生活	<input type="checkbox"/> 食物・食材を扱う授業・活動時 <input type="checkbox"/> 宿泊等の校外活動時 <input type="checkbox"/> 運動時 <input type="checkbox"/> その他 ()					
考えられる原因						
学校で実施した対策 (具体的に記入)						

注1 報告を要するヒヤリハットの内容

幼児児童生徒の健康被害が生じるおそれがあった場合

- ① 類似事例が多く発生することが考えられる場合
- ② 事故防止対策のためになると考えられ、他校と共有すべき場合